

【 vi 総務課・虐待防止対策室関係】

児童虐待防止対策支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>各 都道府県知事 児童相談所設置市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児童発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年1月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p>各 都道府県知事 児童相談所設置市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児童発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p>
<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過)</p> <p>雇児発第0403009号 平成18年4月3日</p> <p>雇児発第0330026号 平成19年3月30日</p> <p>雇児発第0331014号 平成20年3月31日</p> <p>雇児発第0331027号 平成21年3月31日</p> <p>雇児発0324第7号 平成22年3月24日</p> <p>雇児発※※第※※号 平成※※年※※月※※日</p>	<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過)</p> <p>雇児発第0403009号 平成18年4月3日</p> <p>雇児発第0330026号 平成19年3月30日</p> <p>雇児発第0331014号 平成20年3月31日</p> <p>雇児発第0331027号 平成21年3月31日</p> <p>雇児発0324第7号 平成22年3月24日</p> <p>雇児発0324第7号 平成22年3月24日</p>

改正案	現行
<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～1.0までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業 (1) 趣旨 児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図る研修等を実施することにより、子どもの福祉の向上を図るものである。</p>	<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～1.2までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。</p>

改正案	現行
<p>(2) 事業の内容</p> <p>① 協力体制整備事業 都道府県は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。</p> <p>② 専門性強化事業 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。</p> <p>③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）（以下、「厚生労働大臣が定める研修（講習会）」という。）等を実施する。</p> <p>④ 未成年後見人制度研修 平成24年4月より新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度等の研修を実施する。</p> <p>(3) 実施方法 ① 協力体制整備事業</p>	<p>(2) 事業の内容及び実施方法</p> <p>① 対象者 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。</p> <p>② 内容 都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。</p> <p>③ 実施方法 ア 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。 イ 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。 ウ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。 エ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。 なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。</p> <p>④ 人材の登録 ア 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。 イ 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。 ウ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。 エ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。</p>

改正案

現行

- ア 児童虐待等に関する専門研修
 (ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。
 (イ) 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。
 (ウ) 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。
 (エ) 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けること。
- イ 人材の登録
 (ア) 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。
 (イ) 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図ること。
 (ウ) 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。
 (エ) 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席すること。
- ② 専門性強化事業
 ア 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
 イ マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
 ウ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。
 エ マニュアル等は、作成した後にも必要に応じて内容を更新すること。
- ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等
 ア 実施基準

- (ア) 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等とする。
- (イ) 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）とする。
- (ウ) 講義及び演習により行うこと。
- (エ) 厚生労働大臣が定める研修（講習会）については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めること。
- イ 研修（講習会）の内容
研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
- 【講義科目】
児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論
- 【演習科目】
社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習
- ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- ウ 留意事項
研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。
- ④ 未成年後見人制度研修
児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。
- ア 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。
- イ 児童相談所長は、未成年後見人が必要とされる児童を把握した場合、研修修了者と連携し、未成年後見人制度の活用を検討すること。
- ウ その他
（2）①～④に掲げる事業については、地域の実情に応じ合わせて実施することができる。

改正案	現行
<p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業</p> <p>(1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。</p> <p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。)</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同程度の知識等を有する者(以下「保護者指導支援員」という。)を配置し、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもや保護者等の家族への取組の強化を図る。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせ等により実施すること。</p> <p>② 家族療法事業 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画(プログラム)を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状</p>	<p>2 カウンセリング強化事業</p> <p>(1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</p> <p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。)</p> <p>① カウンセリング促進事業 ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>② 家族療法事業 ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画(プログラム)を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別</p>

改正案	現行
<p>況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。</p> <p>④ 宿泊型事業 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。</p>	<p>ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</p> <p>イ 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</p> <p>ウ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</p> <p>エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業 ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。</p> <p>イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。</p> <p>ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業 ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。</p> <p>イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 （ア）児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族 （イ）子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>ウ 事業内容 個々のケースに応じて次のような事業を実施。 （ア）家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練 （イ）育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議</p>

改正案	現行
<p>(3) 実施方法</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業</p> <p>ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。</p> <p>イ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等に事業を委託することができる。</p> <p>ウ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。</p> <p>エ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</p> <p>イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。</p> <p>ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業</p> <p>ア (2) ③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とすること。</p> <p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に</p>	<p>(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>エ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p>

改正案

現行

向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

イ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

(4) 留意事項

① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。

③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする

④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2)②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。

向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

イ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

(3) 留意事項

① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。

③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

改正案	現行
<p>3 医療的機能強化事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p>	<p>3 医療的機能強化事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 対象者 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 ア 児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む）及び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。 イ 虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。</p> <p>② 実施方法 ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。 イ 協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を実施する。</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるとする。</p> <p>(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。</p>

改正案	現行
<p>5 児童相談所体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨 <u>高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者(以下「学識経験者等」という。)からの援助を受けることにより児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制の支援、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① <u>スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</u> <u>児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。</u></p> <p>② <u>市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</u> <u>児童相談所の持っている相談対応や援助技術等の提供等により市町村における相談体制の充実を図る。</u></p> <p>③ <u>24時間・365体制強化事業</u> <u>各児童相談所に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等(以下「24時間・365体制対応協力員」という。)を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図る。</u></p>	<p>② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。</p> <p>イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。</p> <p>5 <u>スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</u></p> <p>(1) 趣旨 <u>児童相談所におけるスーパーバイザー(専門的助言者)の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① <u>本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。</u></p> <p>② <u>学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども(一時保護中の子どもを含む。)等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。</u></p> <p>ウ <u>問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(3) 実施方法</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。</p> <p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図る。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、8の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>② 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を行う。</p> <p>イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施する。</p>	<p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、11の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>③ <u>24時間・365体制強化事業</u></p> <p>ア <u>24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。</u></p> <p>イ <u>アに掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯に24時間・365日体制対応協力員を配置する場合の体制強化についても対象とする。</u></p> <p>ウ <u>24時間・365日体制対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。</u></p> <p>(ア) <u>児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者</u></p> <p>(イ) <u>教員として従事した経験を有する者</u></p> <p>(ウ) <u>児童福祉司として従事した経験を有する者</u></p> <p>(エ) <u>児童心理司として従事した経験を有する者</u></p> <p>(オ) <u>保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者</u></p> <p>(カ) <u>保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者</u></p> <p>(キ) <u>児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</u></p> <p>エ <u>留意事項</u></p> <p>(ア) <u>勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。</u></p> <p>(イ) <u>職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。</u></p>	<p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) <u>趣旨</u></p> <p>地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>事業内容</u></p> <p>次のいずれかの事業を実施すること。</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣</p> <p>② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣</p>

(削除)

改正案	現行
<p>6 一時保護機能強化事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p>	<p>(3) 実施方法 ③ マニュアル等の作成（改訂含む）・配布 ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。 ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。 ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。 ④ マニュアル等は、作成した後にも必要に応じて内容を更新すること。 (4) 留意事項 マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (1) 趣旨 現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもへの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。 このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。 (2) 事業内容 次のいずれかの一時保護対応協力を配置する。 ① 学習指導協力員 保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(3) 実施方法 (略)</p> <p>(4) 留意事項 (略)</p> <p>7. <u>都道府県と民間団体との連携強化事業</u> (1) 趣旨 <u>都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の整備を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。</u></p> <p>(2) 事業内容 ① <u>民間団体活動推進事業</u> <u>都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</u></p>	<p>② <u>障害等援助協力員</u> <u>疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。</u></p> <p>③ <u>トラブル対応協力員</u> <u>混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。</u></p> <p>④ <u>その他（外国人対応協力員（通訳など）等）</u> <u>個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、確かなアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。</u></p> <p>(3) 実施方法 <u>一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。</u></p> <p>(4) 留意事項 ① <u>様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。</u></p> <p>② <u>職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。</u></p> <p>8. <u>市町村及び民間団体との連携強化事業</u> (1) 趣旨 <u>都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。</u> <u>そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。</u></p> <p>(2) 事業内容 ① <u>市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</u> <u>ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。</u></p>

改正案

現行

② 民間団体育成事業
 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談体制の充実を図るものとする。
 ② 民間団体との連携
 ア 民間団体活動推進事業
 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。
 イ 民間団体育成事業
 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

(削除)

9 24時間・365日体制強化事業
 (1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を開わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力を配置する。
 - ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。
 - ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯においても定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。
- (3) 24時間・365日体制対応協力の任用資格
 協力は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。
 ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者

改正案

現行

- ② 教員として従事した経験を有する者
 ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
 ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
 ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者
 ⑦ 児童福祉事業に熟意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
- (4) 留意事項
- ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等
- (1) 趣旨
- 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）等を実施するものである。
- (2) 事業内容
- 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）（以下、「厚生労働大臣が定める研修（講習会）」という。）等
- (3) 実施基準
- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
 ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）
 ③ 講義及び演習により行うもの。
 ④ 厚生労働大臣が定める研修（講習会）については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。
- (4) 研修（講習会）等の内容
- 研修（講習会）等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
 ① 厚生労働大臣が定める研修（講習会）について

(削除)

改正案	現行
<p>8. 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 構成員 (略)</p> <p>(3) 事業内容 (略)</p>	<p>【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論</p> <p>【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習</p> <p>※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること</p> <p>② その他 児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など必要な研修を行うものとする。</p> <p>(5) 留意事項 研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。</p> <p>1.1 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。</p> <p>(2) 構成員 当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</p> <p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。 ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成</p>

改正案	現行
<p>(削除)</p>	<p>② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成 ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施 ④ ③に基づく報告書の作成、公表 (4) 留意事項 本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものことから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。</p> <p>12 保護者指導支援事業 (1) 趣旨 虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 対象者 この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であつて、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。</p> <p>② 実施方法 この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。 ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として児童相談所に配置する。 イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。</p> <p>③ 実施要件 ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもとの家庭復帰に向けた保護者指導を行うものとする。 イ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこととする。</p>

改正案	現行
<p>9 未成年後見人支援事業</p> <p>(1) 趣旨 <u>児童相談所長は、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求をしなければならぬこととされている。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上を資することを目的とするものである。</u></p> <p>(2) 事業内容 <u>① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。）児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。</u> <u>② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。）児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。</u></p> <p>(3) 共通項目 <u>① 対象とする未成年後見人報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる者は、</u></p>	<p>ウ <u>保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行うこととする。</u></p> <p>エ <u>当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</u></p> <p>(3) <u>留意事項</u> <u>本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。</u> <u>特に（2）の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。</u></p> <p>(新規事業)</p>

児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者で、次に掲げる事項を全て満たしたものとす。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1千万円未満であること

イ 家庭裁判所より未成年後見人として選任された者が、被後見人の親族以外の者であること

ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置・委託されている子どもであつて、その子どもが入所している施設の法人職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない。

② 対象期間

報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。

(4) 報酬補助事業の申請等

① 報酬補助事業の申請者

(3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であつて、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。

なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続きの勸奨等に係る取組を行うこと。

② 申請方法

(4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）に報酬補助の申請を行う。

③ 報酬額

1人あたり年額240,000円（月額20,000円）

なお、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。

- ④ その他
 本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。
- (5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等
- ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者
 都道府県が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。
- ② 損害賠償保険料
 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料
 ア 未成年後見人の賠償責任保険
 1人あたり年額5,210円
 イ 被後見人の傷害保険
 1人あたり年額4,960円
- ③ 損害賠償保険の補償限度額
 1事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。
 ア 未成年後見人業務の補償限度額
 (ア) 対人事故 1億円(免責金額 1,000円)
 (イ) 対物事故 1億円(免責金額 10,000円)
 (ウ) 純粋経済損害 50万円(免責金額 10,000円)
 (エ) 人格権侵害 50万円(免責金額 10,000円)
 イ 被後見人の補償限度額
 (ア) 後遺障害 300万円
 (イ) 入院 1日につき1,000円
 (ウ) 通院 1日につき500円
 (エ) 日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円)
- ④ その他
 児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確保対策事業の実施ついて」に定める「身元保証人確保対策事業』を活用すること。
- 10 虐待・思春期問題情報研修センター事業
 (1) 趣旨
 虐待・思春期問題情報研修センター(以下「研修センター」という。)は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策

改正案	現行
<p>の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などをつうじて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) <u>研修センターの運営主体</u> 横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会とする。</p> <p>(3) <u>事業内容</u></p> <p>① <u>インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題(以下「虐待問題等」という。)に関する情報の収集・提供</u></p> <p>② <u>児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談</u></p> <p>③ <u>児童虐待対応機関職員の研修の実施</u></p> <p>④ <u>児童福祉施設での臨床研究と連携した研究</u></p> <p>⑤ <u>里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究</u></p> <p>⑥ <u>その他、必要と認められる事業</u></p> <p>(4) <u>運営方法</u></p> <p>① <u>研修センターには、センター長をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉社に関して知識を有する職員を配置するものとする。</u></p> <p>② <u>研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、国、横浜市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。</u></p>	<p>第4 国の助成</p> <p>国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
<p>第4 国の助成 (略)</p> <p>第5 <u>経過措置</u> 改正前の本通知にて定める児童虐待防止対策支援事業については、平成24年度までは実施して差し支えないものとする。</p>	<p>第4 国の助成</p> <p>国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(案)

雇 児 発 ※ ※ 第 ※ 号
平成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日各

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

一時保護の充実について

里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1. 目的

近年、児童虐待が急増している中で一時保護の重要性が高まっていることに伴い、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに委託費を支弁することにより、一時保護委託先の確保、子どもへの援助の質の向上を図り、もって子どもの適切な保護を目的とするものである。

2. 支弁対象児童等

児童福祉法第33条第1項及び第2項の規定により一時保護委託をしている児童。

ただし、一時保護委託を受ける者が次の場合の児童は支弁対象としないものとする。

- (1) 児童養護施設等一時保護委託を受託した場合、事務費が支弁される施設
- (2) 病院等医療機関
- (3) 警察
- (4) 都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）において委託費の支弁が適当でないと判断する委託先

3. 経費

- (1) 当経費については、平成24年4月初日現在一時保護委託している子ども及び平成24年4月初日以降の新規の一時保護委託している子どもを対象とする。
- (2) 一時保護委託費の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費国庫負担金について」（平成11年厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。